

IT 活用事業化支援事業助成金公募要領

1. 制度の概要

本助成金は、島根県内の事業者が、財団の技術支援を受けて、新たなサービス・製品の開発や既存のサービス・製品の大幅な改良を図る取組みについて、かかる経費の一部に対して助成することにより、経営の変革の後押しをするとともに、新たなサービス・製品の創出を図ることを目的としています。

2. 助成対象となる事業及び事業者とは

対象事業	財団の技術支援を受けて、新たなサービス・製品の開発や既存のサービス・製品の大幅な改良を目的として行う以下の助成事業区分欄に掲げるいずれかの事業。ただし、次の(1)から(3)の要件をすべて満たすサービス・製品の開発であること。 (1) 以下のいずれかに該当するサービス・製品であること。 ① 新たなサービス・製品であって IT の活用が見込まれるもの。 ② 既存のサービス・製品を、IT を活用して大幅に改良するもの。なお、「大幅に」とは、改良前後で比較して、改良 3 年後に付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）が 9 % 以上となることが見込まれる場合をいう。 (2) 企業、個人を問わず、当該サービス・製品を有償で提供するものであること。 (3) 財団の技術支援を受けて創出するサービス・製品であること。			
事業区分	リサーチ・インタビュー支援事業	プロトタイプ検証支援事業	サービス・製品開発支援事業	新事業創出モデル支援事業伴走枠
	新たなサービス・製品の創出にあたり、顧客となりうる対象を探るために調査を実施する段階 ※活用イメージ：申請者が考えたサービス・製品のアイデアについて<u>市場性を検証</u>するため、	顧客とその抱える課題を検証し、初期の顧客を獲得する段階 ※活用イメージ：申請者が開発したサービス・製品のプロトタイプを、利用者に使用してもらい、<u>潜在顧客の反応を検証し、改善することを複数回にわたって実施</u>し、当初の事業	初期の顧客を獲得した上で、サービス・製品を開発し、市場に投入する段階 ※活用イメージ：既に初期の顧客を獲得している申請者が、さらにイノベーションを興していくサービス・製品を<u>本格的に市場へ投入していき</u>にあたって開発を行うもの	新事業創出モデル支援事業の伴走支援を受けて、顧客となりうる対象調査、顧客が抱える課題を検証、サービス・製品を開発し、市場投入する一連の段階 ※活用イメージ：<u>新事業創出モデル支援事業の採択者がサービス・製品開発計画に基づ</u>

	市場リサーチ や顧客になり 得る対象への インタビューを 行うもの	アイデアの改良や 軌道修正を行うもの	<u>き、本格的に市場 に投入していくに あたっての調整、 検証、開発を行う もの。</u>
対象者	次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 (1) 次のいずれかに該当する者。 ア 県内事業者 イ 県内の IT 事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合等。 ※「県内」とは、島根県内に本社、支社及び主たる事業所を有することをいう。 ※「IT 事業者」とは、受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェアなどの作成、アプリケーションサービス、情報の処理・提供などを行う事業者をいう。 ※「サービス事業者」とは、サービスの提供主体となる事業者であり、日本標準産業分類などによる区分とは必ずしも一致しない。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営んでいない者 (3) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者 (4) 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の未納がないこと又は納税義務がないこと。		
助成 対象経費	(1) 人件費 (2) 旅費 (3) 調査に必要なとなる外部委託費 (4) その他理事長が特に必要と認める経費	(1) 人件費 (2) 旅費 (3) 事業に要する開発及び実地検証に必要な機器の購入、試作、改良、据付及び借用に係る費用 (4) サービス・製品開発に必要なとなる外部委託費 （サービス・製品開発に必要なとなるチラシ・カタログ・動画等の作成・印刷経費も含む） (5) その他理事長が特に必要と認める経費	(1) 人件費 (2) 旅費 (3) 調査に必要なとなる外部委託費 (4) 事業に要する開発及び実地検証に必要な機器の購入、試作、改良、据付及び借用に係る費用 (5) サービス・製品開発に必要なとなる外部委託費 （サービス・製品開発に必要なとなるチラシ・カタログ・動画等の作成・印刷経費も含む）

			(6)その他理事長が特に必要と認める経費	
助成率	2分の1以内（千円未満切捨て）			
助成限度額	300千円	1,500千円	3,000千円	3,000千円
助成事業実施期間	交付決定日から3ヶ月以内	交付決定日から6ヶ月以内		交付決定日から1年以内
注記事項	1 消費税及び地方消費税相当額は対象外とする。 2 助成対象となる人件費及び旅費は、本助成事業に直接関与する者の経費に限って対象とする。 3 助成事業者の内、サービス事業者がサービス・製品の開発を外部委託する場合、外部委託費は県内のIT事業者への委託費に限り対象とする。 4 助成事業者が外部委託を行う場合、外部委託費は助成金の交付の対象となる経費の2分の1以上とすることはできない。但し、別表に掲げる「サービス・製品開発支援事業」、「新事業創出モデル支援事業伴走枠」に採択された者について、理事長が特に必要と認める場合は、外部委託費を助成金の交付の対象となる経費の3分の2以内まで認めることができる。 5 助成事業実施期間内に支払いまでが完了していること。 6 過去に本助成金の交付の決定を受けた者については、当該交付の決定を受けた事業が完了するまでは新たに本助成金の交付の申請はできないものとする。			

3. 助成対象経費全般にわたる留意事項

(1) 助成対象外経費

- ・助成事業期間中の販売を目的とした製品に係る経費（テスト販売を除く）
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く）
- ・文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・収入印紙
- ・振込等手数料（代引手数料を含む）
- ・租税公課
- ・各種保険料
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

4. 申請の方法

(1) 助成金交付要綱、申請様式については、しまねソフト研究開発センターホームページからダウンロードできます。

(2) 申請時の提出物は次のとおりです。

リサーチ・インタビュー支援事業	プロトタイプ検証支援事業	サービス・製品開発支援事業	新事業創出モデル支援事業伴走枠
・助成金交付申請書 様式第1号、別紙1 ※「7. 助成事業の内容等（リサーチ・インタビュー支援事業）」	・助成金交付申請書 様式第1号、別紙1 ※「7. 助成事業の内容等（プロトタイプ検証支援事業）」	・助成金交付申請書 様式第1号、別紙1 ※「7. 助成事業の内容等（サービス・製品開発支援事業）」	・助成金交付申請書 様式第1号、別紙1 ※「7. 助成事業の内容等（新事業創出モデル支援事業伴走枠）」
・申請事業者の概要書（会社案内等） 1部			
・直近2期分の決算書 1部 ※貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、個別注記表含む） ※決算から半年以上経過している場合は直近の試算表も添付			
・島根県税に係る納税証明書（一般用、全税目の未納の徴収金がないことの証明） 1部			
・交付要領第4条第1項第1号イのコンソーシアムとして申請する場合は、コンソーシアム協定書 1部			
・その他資料（当財団が必要とする資料）			

5. 助成事業の流れ

助成事業の基本的な流れは次のとおりです。



※1：リサーチ・インタビュー/プロトタイプ検証支援事業に関しては財団から指示があった場合に提出すること。

6. 注意事項

(1) 事業開始日と事業完了日について

ア 助成金の対象となる事業の実施は、「交付決定」があった日以降になります。それ以前に着手（発注・支払等）した経費は助成対象外となりますので、ご注意ください。

イ 「事業完了」は、支払行為を含む全ての行為の完了を意味します。そのため、事業完了日を過ぎた支払経費は、原則助成対象外となりますので、ご注意ください。

(2) 助成事業の採択

ア 事業の採択にあたっては、当財団において審査会を開催し、決定します。

イ 審査結果については、書面にて通知します。審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、予めご了承ください。

(3) 公表

交付決定となったものについては、企業名・事業名について公表する場合がありますので、予めご了承ください。

(4) 事業の適正な遂行

助成事業が採択された場合、事業完了後に提出する実績報告書に添付する帳簿等の様式をお渡ししますので、事業の実績状況等を記録してください。

(5) 事業実施結果の報告

助成事業終了後5年間は、助成事業の実施結果について報告をしていただきます。

(6) 財産処分の制限

助成金を活用して取得した財産等を処分するときは事前に書面で申請し承認をうける必要がありますので、予めご了承ください。

(7) 収益納付

助成事業者は、「IT 活用事業化支援助成金交付要領」に基づき、下記のアイウ全ての要件を満たした場合は、エにより算出された額を財団に納付すること。

ア 助成事業の直接的な効果により収益が発生している場合

イ 助成事業により研究、開発、生産又は販売した製品等の売上額が3千万円を超える場合

ウ 当該助成事業者の営業利益及び経常利益が黒字の場合

エ 各年度の納付額は、イの売上額の1%又は交付した助成金の5分の1に相当する額のいずれか低い額とする。

※ただし上記は、サービス・製品開発支援事業の交付を受けた場合に限る。

7. お問い合わせ・申込先

公益財団法人しまね産業振興財団

しまねソフト研究開発センター（ITOC）

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地

TEL：0852-61-2225 FAX：0852-61-3322 E-mail：itoc@s-itoc.jp